## 人事院公示第5号

人事院は、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第4条の2第 1項及び人事院規則16-0 (職員の災害補償)第17条の規定に基づき、平成 2年人事院公示第8号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成31年3月29日

人事院総裁 一 宮 なほみ

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後					改正前			
別表			別表					
	期間の区分	率(単位%)			期間の区分	率(単位%)		
	(略)	(略)			(同左)	(同左)		
	平成8年4月	104			平成8年4月	103		
	1日から平成				1日から平成			
	9年3月31				9年3月31			
	日まで				日まで			
	平成9年4月	102			平成9年4月	101		
	1日から平成				1日から平成			
	10年3月3				10年3月3			
	1日まで				1日まで			
	(略)	(略)			(同左)	(同左)		
	平成21年4	101			平成21年4	100		
	月1日から平				月1日から平			

	成22年3月				成22年3月		
	31日まで				31日まで		
	(略)	(略)			(同左)	(同左)	- ,
	平成28年4	1 0 0			平成28年4	1 0 0	
	月1日から平			1 1 1	月1日から平		
	成29年3月			1 1 1	成29年3月		1 1 1 1 1
	31日まで			1 1	31日まで		
	平成29年4	1 0 0					
1	月1日から平			-			1
	成30年3月			1			1 1 1
1 1 1	31日まで		1 1 1 1	1 1			 
I			-1	I			<b>–</b> I

2 この決定による改正は、平成31年4月1日から効力を発生する。